

Title	C・ T・ グリフィス、J・ F・ クレイン S・ N・ ヴァーダン・ ジョーンズ著 『カナダの刑事司法』
Sub Title	Curt T. Griffiths, John F. Klein, and Simon N. Verdun-Jones, Criminal Justice in Canada: An Introductory Text
Author	安部, 哲夫(Abe, Tetsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.7 (1983. 7) ,p.134- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830728-0134

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Curt T. Griffiths, John F. Klein and
Simon N. Verdun-Jones

Criminal Justice in Canada:

An Introductory Text

Butterworths, Toronto, 1980, vii+359pp.

C・T・グリフィス、J・F・クレイン
S・N・ヴァーダン・ジョーンズ 著

『カナダの刑事司法』

一

近年、我が国の犯罪学・刑事政策学において、刑事司法論という領域が脚光を浴びてきた。個人や社会に向けられたこれまでの犯罪研究は、犯罪を統制する側の問題性をも考慮するアプローチへと様変わりしたものといえる。あるひとつの逸脱行動および犯罪行為は、私人によって統制され、警察、検察、裁判を経て、矯正、保護というプロセスをたどるが、我々刑事政策学にかかわる者には、こ

のプロセスの現実と眼を向けて、しつかりした認識をもつことが要求されてきているわけである。

これは、ひとつには犯罪の増加に苦しむ一九六〇年代後半以降のアメリカ合衆国が、大規模なプロジェクトをつくり、各刑事司法機関への財源的援助を行なつたところに、その遠因を求めるところがでる。というのは、各機関による財源獲得のための誇示的な活動が、刑事司法機関の実情分析や、各機関相互の連携についての研究を助長させたもののように思われるからである。その結果、合衆国ではクリミナル・ジャスティスと名うつた書物は、うなるように出版され、それは、犯罪学・刑事政策学の分野における入門編的地位を確立するに至っている。我が国にも、その研究の方法論的成果は大いに吸収され、最近の教科書の中には、刑事司法制度の分析に頁をさいたものが多くある（吉岡一男『刑事学』（一九八〇年）、阿部純二他『刑事政策入門』（一九八一年）を参照。また合衆国の刑事司法に関する教育課程の紹介として、富田信穂「アメリカ合衆国の大学における刑事司法に関する課程」常磐学園短期大学研究紀要九号（一九八〇年）一一七頁以下がある）。

さて、カナダでも、事情はさほどかわりない。私は、一九八三年三月六日から一日までバンクーバーで開催された第三回犯罪学インターナショナル・コース（オーガナイザーは、E・A・ファター、テーマは「犯罪の被害者」であった）に、常磐大学の諸澤英道教授と参加した。その折に、二人でサイモン・フレーザー大学（バンクーバー市街より車で東に四〇分ほどの高台の森の中に位置する）を訪れ、犯罪学部

門のカリキュラム等の説明をうけたのであるが、本書は、このサイモン・フレージャー大学際科学部犯罪学部門 (Department of Criminology, Faculty of Interdisciplinary Studies, Simon Fraser University) の三人の若き研究者 C・T・グリフス (Assist. Professor) J・F・クレイン (Associate Professor) S・N・ウーダン・ジョーンズ (Associate Professor) によつて書かれた大学のテキストである。はしがきによれば、本書は、大学の学部または教養課程で用いられる、カナダの刑事司法についての入門書とされるが、刑法を学習する者が、初年度に本書を読むことも意図されている。

本書の性格は、このように大学のテキストであるわけであるが、我が国におけるカナダの刑事司法に関する理解は、未だ十分なものとはいえず、本書のもつ意義は高いものと思われるので、紹介することにした。

ここで、サイモン・フレージャー大学の犯罪学部門について簡単にコメントしておこう。犯罪学部門は、E・A・フッター (Ezzat A. Fattah) 教授の尽力により、一九七五年九月、学部が、七八年九月には大学院のコースが設置されたばかりで、またその歴史は浅い。だが、D・チャペル (Duncan Chappel) 教授をはじめとして、六名の助教等を含め、二〇名のスタッフが、ここに集い、活発な活動を行なっている。今回の犯罪学インターナショナル・コースを準備し、成功させたことでも、その力を知ることができよう。また、サイモン・フレージャー大学には、犯罪学研究センター (Criminolo-

gical Research Centre) が一九七八年に設置され (所長は、Ronald Roesch 教授) ブリティッシュ・コロンビア州における犯罪研究の牙城となつてゐる。

一

本書は、次の一一の章から構成されてゐる。

- 第一章、カナダの刑事司法制度入門 (The Canadian Criminal Justice System: On Introduction, pp.1—23)
- 第二章、一般市民と刑事司法制度 (The Public and the Criminal Justice System, pp.25—41)
- 第三章、カナダの警察活動 (Policing in Canada, pp.43—81)
- 第四章、警察の力と裁量 (Police Powers and Discretion, pp.83—115)
- 第五章、刑事裁判制度 (The Criminal Court System, pp.117—163)
- 第六章、判決 (Sentencing, pp.171—197)
- 第七章、矯正施設 (Correctional Institutions, pp.199—247)
- 第八章、更正保護 (Community-Based Corrections, pp.249—281)
- 第九章、少年司法制度 (The Juvenile Justice System, pp.283—316)
- 第一〇章、犯罪者の特殊なカテゴリー (Special Categories of Offenders, pp.317—344)

第一章、カナダの刑事司法展望 (Trends in Canadian Criminal Justice, pp.345—351).

以下、順次各章の概要を説明していこう。第一章では、カナダの刑事司法制度の概要について説明が加えられるが、とくに力を注がれているのが警察機構についてである。これは、第三章と第四章とでより詳しく叙述されているところからも明らかであるが、犯罪予防と犯罪者の検挙活動という第一線の役割が警察に負わされている現実を考えると当然のことと言えよう。一九七七年から七八年にかけての会計年度において、約二五億ドル(カナダドル)の税金が刑事司法に投入されているが(これは、一九八六年までは年間五〇億ドルから七五億ドルちかく上昇させることが計画されているようである)、このうち、警察にかけられる支出は、一七億ドルとのことである。これは刑事司法全体の支出のうち約六五%に相当する。このように力の注がれているカナダの警察組織は、連邦政府の掌握する Royal Canadian Mounted Police (RCMP)と、州レベルの Provincial Police および市警察に相当する Municipal or Local Police と別れている。もともと州警察は、現在のところ、ケベック州とオンタリオ州にしか存しない。他の州は、連邦政府との契約にもとづいて、RCMP に警察活動を委ねている。

カナダの刑法典は、一八九二年連邦議会で制定され、今日まで何度かの改正がくり返されてきている。証拠法も少年法も、連邦レベルの法律である。

裁判管轄については、少年事件を担当する少年裁判所と、一般刑

事事件を担当する地方裁判所、控訴裁判所は、州に属するが、最高裁判所と連邦裁判所の判事は、連邦政府により任命される。

矯正については、州政府は、Juvenile Centres および二年未満の刑期を言い渡された受刑者を収容する Reformatory Prisons を掌握し、二年以上の自由刑に処せられた者を収容する Penitentiaries は連邦政府の管轄下におかれている。また、連邦政府では、Correctional Service of Canada という統合組織を設け、同様に連邦政府に属する National Parole Board とともに、矯正から更生保護までの一切の責を負っている。

第二章では、刑事司法の中で市民の果たす役割について扱われている。市民または私人による犯罪の統制は、最も直接的なコントロールであり、警察に被害を届けるかどうかの判断が犯罪現象の実像に影響を与えている。本章では、主としてアメリカ合衆国での実証研究(被害者調査)が引用されている。さらに、地域住民の持つ意識を重視し、地域住民の問題に対する関心が、バラバラになれば、それだけ公的な犯罪統制が強くなると指摘して、Canadian Association for the Prevention of Crime 等の民間の犯罪予防・啓蒙活動の意義を論じている。

第三章では、警察活動の起源に始まり、今日の警察機構について、叙述される。ここでは、その RCMP についての紹介として、Lorne & Caroline Brown (An Unauthorized History of the RCMP, 1973) に拠って、その沿革が略述されている。RCMP の前身は一九〇四年の Royal North-West Mounted Police と

あつたが、二〇〇年に現在の名称となり、三二年にはマニトバ州、五〇年には、ブリテイッシュ・コロンビア州(以下B・Cと表す)などと契約して、連邦警察としての組織を固めた。RCMPは法務次長(Solicitor General)の指揮下にあるコミッションナーをその長とするもので、本部はオタワにある。一九七七年三月現在でRCMPの人員は一万八一八八人である。彼らは、Explosives Act, Narcotic Act, Foods and Drugs Act等の違反者の検挙にあたるが、通常、刑法典の違反者の取締にはあたらぬ。

その他、本章では「カナダの社会における警察の役割」「警察と市民」「カナダの警察活動における現代の問題」について論じられている。カナダでは、アメリカ合衆国に見られるほどの人権問題は無いが、それでも、原住民に対する対策はひとつの問題となつていゝる。B・CのRCMPは、一九七二年に Native Policing Coordinator という制度を創設した。コーディネーターの義務は、原住民に対する警察活動を改善することにあつた。

第四章は、警察活動の具体的内容を、逮捕、捜索・差押、監視、尋問という各節を設けて解説する。この章で、証拠排除法則やアジヤン・プロヴォオクトールなども扱われ、法による警察の支配の問題に言及されている。また、警察の裁量の問題にも論が進められ、裁量の際の因子として、犯罪者の特性との関係についても論じられている。

第五章は、刑事裁判制度についてである。犯罪の分類、予審、公判、上訴といった順に解説が加えられたのち、一九七八年のB・C

における州裁判所刑事部の統計、流れ図が例示されている。これによれば、この年、一万四三五四件の受理があり、うち無罪の抗弁をしたのが六万一千八六一件(五四・一%)、その中で二万三千二七件(二〇・三%)は有罪となつていたので、結局、有罪宣告がなされたのは、七万五七六〇件(六六・三%)であつた。

第六章では、右に見た有罪宣告をされたものの刑の内容が明らかにされている。少し資料は古いが、一九七三年の全加(但し、ケベックとアルベルタは除く)有罪宣告数、約一四〇万件のうち、九二・七%が罰金刑である。また、指標犯罪では、有罪判決をうけた人員が約四万人、うち罰金刑が三四・三%、保護観察付執行猶予二三・五%、保護観察を伴わない執行猶予五・八%、州の施設への収容が三二・二%、連邦施設への収容が四・二%となつていゝる。

またこの章では、メンガーやマーチンソン、アレンといった著名な論者を引き合いに出しながら、応報、社会復帰、被害の賠償についても論じられている。

第七章は、矯正制度の発展、とりわけカナダにおける刑務所の歴史について論じている。ところで、カナダの刑務所は、保安の観点から maximum security (逃亡のおそれがあり、もし、逃亡した場合に、社会に害を与える危険のある者を収容する)、medium security (逃亡のおそれがあるが、逃亡したとしても社会に害を与える危険のない者を収容する)、minimum security (逃亡のおそれもなく、社会に害を与える危険もない者を収容する)といった三種の施設に分けられているが、この点についても多くの説明がなされている。また施設内の日課などについて

ても叙述がなされ、カナダの行刑の実情について知るのに役に立つ。

女子の受刑者のおかれている状況は万国共通のようである。つまり、女子のための施設が少ないことである。カナダも、その例外ではなく、女子刑務所はキングストンとオンタリオにあるだけである。カナダの場合、二年以上の自由刑をうける、つまり連邦の刑務所に収容される女子受刑者が少ないことによる(ちなみに、Basic Facts about Corrections in Canada, 1962によれば、一一六名であった)。我が国同様、ここでも家族等の面会には困難が伴うので、半数ほどは連邦刑務所ではなく、州の施設に収容することである。

第八章は、地域社会と結びついた保護の問題をとりあげる。本章は、プロベクションとパロールについてそれぞれ独立して論じてある。とくに後者は、パロール・ボードの構成やパロールの決定について細かく説明してある。パロール・ボードには、連邦刑務所に相対する National Parole Board と、州の施設からの釈放の際の Provincial boards とがある。本章で引用されている、I・ワラーの研究 (Irvin Waller, Men Released from Prison, 1974) は、注目に値する。ワラーは、一九六八年にオンタリオ連邦刑務所を出所した四二三名の釈放者のその後の成行調査を行ない、四二三名中、刑余者であつた二一〇名の四四%、満期釈放者である二二三名の六八%が、二年以内に再び何らかの犯罪行為で逮捕されたと報告している。

第九章では、少年司法のよつてたつ制定法、たとえば、一九二九年の Juvenile Delinquents Act であるとか、一九四四年の Child

Welfare Act といった法律の解説がなされている。また、この章では、少年矯正という節が設定されて、キャンプ・プログラムをはじめとする様々な少年の処遇についてのプログラムが呈示、解説されている。少年に対する司法福祉の充実を、ここにうかがい知ることができる。なお、本章末には、現行の少年法と若年犯罪者法案とが対比して付されており、参考となる。

第一〇章では、犯罪者の特殊なカテゴリーが整理して取り扱われている。危険な犯罪者の節では、常習犯であるとか、危険な性犯罪者等が、また節をかえて、精神障害犯罪者についても検討されている。また、原住民の犯罪者という節が設けられ、逮捕、裁判、刑務所の各項にわたつてその現状と問題点が述べられているのも、本書のひとつの特徴である。たとえば、一九七〇年から七一年までの間に軽犯罪を犯して州の施設に入っている原住民は、州全体の人口の割合からいえば、一二・五%であつたにもかかわらず、施設の人口の七二%であつたという調査報告 (Schmeisser, The Native Offender and the Law, 1974) は、我々には新鮮であろう。

第十一章。ここでは、まとめとして、簡単に刑事司法の将来的展望が試みられている。一般市民の刑事政策において果たすべき役割の重要さが、改めて論じられ、将来の刑事政策等の中心は、一般市民であり、それは社会内処遇という意味だけではなく、施設内処遇に關しても Citizens Advisory Councils や parole boards を通しての働きかけのもつ意味の重大さを示唆している。

以上概観したように、本書は刑事司法という幅の広い領域全般にわたつて、詳細な説明を加えるものであつた。それぞれの章末には、相当数の引用・参考文献が掲示されており、とくにカナダに固有の調査資料、あるいは研究報告の例示は、カナダの刑事司法をこれから学び、研究する者にとつて、良き案内書としての役割を十二分に果たしてくれるものである。

もつとも、本書は一九八〇年に書かれたものであるので、その時点に比べれば、多少数値などは異なり差しかえる必要がある。また、本書では、非犯罪化や被害者補償制度について、ほとんど言及されていない。残念である。

しかし、それらのことを踏まえても、さきに述べたカナダの刑事司法に関する入門書としての本書の意義は損われるものではない。

最後に、カナダの矯正の実情について、少し補足しておこう。

一九八一年現在、カナダの人口は、約二四〇〇万人であり、成人の刑務所に収容される数は二万二八〇〇人であるから、一〇万人中の収容者比は九五五ということになる。これは決して少ない数字ではない。我が国が四八八人程度であるから、我が国に比べて、カナダは約二倍の収容比を有することになる。これは、アメリカ合衆国(二二二)ほどには達しないが、フランス(七〇)やイギリス(八五)を越す数値である。また、カナダの連邦刑務所は、重警備施設一〇、中警備施設一五、軽警備施設一二の他合わせて五九施設あるが、一

九八二年一月現在、一万二六六人の受刑者がこれらに収容されている。女性は一六六人である。また、これらのうち重警備施設に収容されている男子は三三一人、女子は一四四人である。さらに一九八〇年から八一年の会計年度で、連邦刑務所への新受刑者数は、四七八七人であつて、刑期三年未満が五四％、三年以上六年未満が六％、六年以上一〇年未満が三二％、一〇年以上八％である。なお一九八一年一月三日現在の連邦刑務所内受刑者数二万一五四名中、殺人犯は、一一五五名(一一・四％)であつた(以上の数値は、Correctional Service of Canada, Basic Facts about Corrections in Canada, 1982によつた)。

安部 哲夫